建物の関係者の皆様へ

消防設備の 点検と報告

(消防法第17条の3の3)

消防設備の定期点検の報告は、消火器やスプリンクラー設備、自動火災報知設備などの消防設備が、火災の際に正常に作動しないと人命にかかわることから、 定期的に点検を行い、点検結果を消防署へ報告する制度です。



東京消防庁

Q 点検報告義務は誰にあるの?

A 建物の**所有者、管理者、占有者**です。



Q どのくらいの頻度で点検や報告をするの?

A 1 点検の実施

6カ月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検を行う必要があります。

○機器点検:外観又は簡易な操作による確認をする点検

○総合点検:実際に消防設備を作動させ、総合的な機能を確認する点検

2 消防署への報告

◆特定防火対象物 <u>1年に1回の報告</u>

(物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が利用する建物)

◆非特定防火対象物 3年に1回の報告

(工場、事務所、共同住宅、学校、駐車場など特定の人が利用する建物)

Q 誰が点検するの?

- A **消防設備士**又は**消防設備点検資格者**です。一般的には、消防設備業者などに依頼します。(注)
- (注)次の①②のいずれにも該当しない建物については、法律上資格者以外の者でも点検することができます。ただし、東京消防庁では点検時の安全面などを考慮し、資格者による点検を推奨しています。
 - ① 延べ面積1,000m以上の建物
 - ② 地下又は3階以上の階に特定用途(物品販売店舗、ホテル、病院、飲食店など不特定多数の人が出入りする事業所等)があり、かつ、屋内階段が一か所のみの建物

Q 何を点検するの?

A 定められた点検基準(点検すべき項目)に従い、機能などの点検をします。

点検・報告の流れ

依頼

• 消防設備業者などに電話やインターネット等で点検を依頼します。 ※消防署では点検を請け負っておりません。

点検

・消防設備業者が建物に設置されている消防設備を点検します。
→関係者の方は必要に応じて立会います。

報告

• 消防設備業者が作成した点検結果報告書を、管轄する消防署又は消防出張所の窓口へ提出します。

改修

・点検の結果、不良個所がある場合には改修をする必要があります。

消防設備の点検については、東京消防庁HPにも掲載しています。 (http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office_adv/tenken_houkoku/index.html) 「安全・安心情報」 「ORコード」 県場場場

問合せ先

┗→「事業所向けアドバイス」

→「消防用設備等点検報告制度」

